



## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

### 1 被処分者

住 所 長野県長野市大字下駒沢240番地4

氏 名 有限会社樋口商事  
取締役 樋口 昌広

### 2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

### 3 命令書交付日

令和6年6月3日

### 4 処分の理由

被処分者は、令和6年5月7日に長野地方裁判所において、破産手続の開始決定がなされた。

このことにより、被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号口の欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）

(問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係  
高橋、小松

電話 026-235-7164 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2829

FAX 026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp